

あなたの会社の知財部門を目指す「けいはんな知財組合」の活動
(Activity of KeiHanna IP Consortium aiming at being IP division of your company)

水野康男 (Yasuo Mizuno)

抄録 2012年8月6日に(公財)関西文化学術研究都市推進機構に「けいはんな知財組合」構想が「有望テーマ事業化推進事業提案書」として提出され、けいはんな学研都市・関西を中心に日本の中小・ベンチャー企業による「けいはんな知財組合」が、2013年1月15日に発足して3年が過ぎた。この3年の間に、組合は「あなたの会社の知財部門」として、大企業各社の社内知財部門に相当する機能を果たし中小企業の知財マインド向上を図って行くために、「知財体験発表会」、「お知恵拝借会」、「知財キャラバン」などの、他の知財組織にはないユニークな活動を行ってきた。本稿では本組合の活動の現状と課題、今後の展望について紹介する。(2016年4月)

目次

1. はじめに (組合発足の経緯)
2. 活動内容
 2. 1 他の団体にはないユニークな活動
 - (1) 知財体験発表会
 - (2) お知恵拝借会
 - (3) 知財キャラバン
 2. 2 その他の活動
 - (1) 知財活用事例の紹介
 - (2) 知財情報活用事例の研修会
 - (3) 会員勧誘活動
 - (4) 国立国会図書館とのコラボレーション
3. 課題
4. おわりに

1. はじめに (組合発足の経緯)

けいはんな学研都市は、1978年の「関西学術研究都市調査懇談会(座長:奥田東 元京都大学総長)」の提言から始まり、1987年の関西文化学術研究都市建設促進法の施行を経て、京都・大阪・奈良の3府県にまたがる京阪奈丘陵において、国家プロジェクトとして本格的に都市建設が始まった。現在では立地施設数が129

に及び、産学官連携による多くの成果も生まれ、我が国の文化学術研究の進展に大きく貢献している。また、市民やNPOによる活動も年々盛んになり、緑とのふれあいや知的で文化的な交流など学研都市らしいスタイルも生まれつつある。

この地には多くの中小企業、ベンチャー企業が立地しているが、京都・大阪・奈良の中心からはやや遠く、知的財産権の支援という面では空白地帯であった。中小企業からは「知財専任者を雇うほどの企業規模がない」、「既存の企業向けの知財団体の加入費が高く加入できない」、「公的支援機関や弁理士事務所へ行く前の方向付け等の準備段階に、大企業にあるような社内知財部門の働きに相当して気軽に相談に乗ってもらえる相手や機能がない」、「特許調査について気軽に相談に乗ってほしい」、「可能な限り安価に特許出願をしたい」、「中小企業の立場で特許庁・国などへ知財に関する政策要望をしたい」、などの声があった。

そこで2012年8月6日に(公財)関西文化学術研究都市推進機構に「けいはんな知財組合」構想が「有望テーマ事業化推進事業提案書」として提出され、「けいはんな知財組合」が、2013

年1月15日に発足した。

組合の規約に定めているように本組合は、「知的財産権制度の普及啓発及び知的財産権の利用促進、発明の奨励等を行うことにより、科学技術の振興を図り、もって我が国の産業及び経済の発展に寄与すること」を目的とする。2016年3月末までに趣旨に賛同する組合企業は、正組合員21社、賛助組合員6社の27社、また顧問弁理士1名、参与（知財実務経験者）1名を擁する体制にまで育ってきた。27社の所在地は、けいはんな学研都市内が12社、京都府内3社、大阪府内8社、奈良県内4社となっている。このうち約10社がすでに特許や商標の出願経験を有するので、これらの企業がこれから知的財産権に取り組みたい企業を支援するという互助的な性格を持つ組合である。業種はほとんどが製造業である。ロボット、メカトロニクス、ソフトウェア、化粧品、水・ガス処理機器、理化学機器、玩具など大変幅広い。組合の理事長及び理事はほとんどが中小企業の経営者である。

組合は弁理士事務所ではないため、弁理士の専権事項は不可であるが、「あなたの会社の知財部門」として中小企業の身近に寄り添った組織でありたいと考えている。ゆえに既存の発明協会や弁理士会、知的財産協会などと競合するものではない。2015年5月には、(公財)関西文化学術研究都市推進機構の要請に基づき、独自の事務所（けいはんなプラザ ラボ棟6階）を設置した。



写真1 けいはんなプラザ ラボ棟
(出典：組合ホームページ)

2. 活動内容

2. 1 他の団体にはないユニークな活動

(1) 知財体験発表会

組合企業で特許出願の多い企業に、これまでの失敗談、成功談を含めた経験をお聞きするものである。体験に勝る雄弁はない。一般的なセミナーと異なり、その説得力は極めて高い。2015年度は最も出願の多い中小企業にお願いした。創業して間もなく特許侵害の警告を受けたこと、権利満了も知らずにロイヤリティを払ってしまったこと、審査で拒絶を受けると即だめだと思って諦めてしまったこと、などの失敗談に続き、特許出願に積極的に取り組み発明大賞の考案功労賞を受賞できたことで他社からのクレームがなくなっただけでなく、最後には単体だけでなく工場のラインすべてに販路が拡大した成功談が紹介された。2015年度は1回実施した。



写真1 第一回知財体験発表会の様子



写真2 第二回お知恵拝借会の様子

(2) お知恵拝借会

我々は企業活動を通じて社会の繁栄と文化に貢献するという共通の目的を持っている。また互いに生産者かつ消費者であり、相互に関係している。せっかく同じ組合に入ったのであるから、横のつながりを利用しない手はない。このような認識をベースに、「公表できる範囲で、目下こんな技術課題で困っているがメンバーの知恵をお借りしたい」という会を行っている。業種が異なったメンバーだからこそ、すごいアイデアが出る可能性がある。これこそオープン・イノベーションである。参加者は秘密保持契約書にサインしたうえで議論に参加する。時にはコーヒーと菓子も用意し、気軽な雰囲気の中で良い知恵が浮かぶように工夫している。最終的に、出願するときにアイデアを出した方の名前を発明者として入れておけば、事業化されたときに収入となるようにしている。2015年度は2回実施した。

(3) 知財キャラバン

主として参与（知財実務経験者）が中心となって、組合会員企業を訪問、知財よろず相談を行うものである。相談内容は①知財担当者の有無、②知財の活動レベル、③知財の重要性の認識、④知財活動レベルの内容詳細、⑤組合への期待などで、その結果を受けて必要なアクションを行っている。既存の支援組織が中小企業からの相談を待つ姿勢であるのに対し、こちらから参与が個別訪問するという、正にキャラバンを行っている。このようにすることで、中小企業の率直な悩みや課題をあぶり出し、知財マインド向上を図っている。2015年度は8社について実施した。

2. 2 その他の活動

(1) 知財活用事例の紹介

大阪発明協会の知財総合支援窓口担当者を招き、中小企業への知財支援と知財活用事例を紹介していただいた。担当者は総合電機メーカーで知財業務の豊富な経験を積み全国一の支援実績をお持ちの方であり、わかりやすい説明で大好評であった。オープンセミナーとしたため、組合企業以外の方も多数参加された。

(2) 知財情報活用事例の研修会

京都発明協会の知財総合支援窓口担当者を招き、特許情報プラットフォームによる知財調査方法と中小企業における活用事例を紹介していただいた。知財を自社において活用するだけでなく他社へのライセンスや警告への対応に、また外国出願や大学との共同開発など、豊富な事例が紹介され好評であった。これもオープンセミナーとした。

(3) 会員勧誘活動

ホームページでの活動状況の発信、けいはんなビジネスメッセでの展示、地元商工会への訪問などの広報活動をした結果、2015年度は新たに3社が入会された。

(4) 国立国会図書館とのコラボレーション

このたび、国立国会図書館関西館から、中小企業の知的財産の活用を資料・情報面で支援するための活動についての連携の働き掛けがあった。同館とともに活動することは、組合の活動の拡大と対外アピールの向上に役立つものと判断し、12月にオープンセミナー「知財情報の活用とイノベーション」を共催するに至った。組合は「知財情報活用事例の紹介」を担当し、同館は「知財活用ツールとして図書館を使う～国立国会図書館関西館の紹介～」と題して発表を行った。今年度も、研究会のために同館の共同研究室を利用しており、また、同館とセミナーを共催する予定である。

国立国会図書館関西館・けいはんな知財組合主催
知財セミナー
知財情報の活用とイノベーション

国立国会図書館関西館とけいはんな知財組合との共催により、知財セミナー（オープンセミナー）を開催します。
今回は、特許情報プラットフォームJ-PlatPatの使い方もも、知的財産の支援の取組や、図書館の活用方法について学びます。

平成27年12月11日（金）午後3時～午後5時
会場：国立国会図書館関西館第1研修室
定員：30名

スケジュール

挨拶	(けいはんな知財組合・国立国会図書館)
中小企業の実情に即した知的財産の支援と支援事例について	(京都発明協会)
特許情報プラットフォームJ-PlatPatの使い方	(京都発明協会)
知財活用ツールとして図書館を使う～国立国会図書館関西館の紹介～	(国立国会図書館)
質疑応答・関西館閲覧スペース・ガイドツアー	(国立国会図書館)

◆申込方法：所属、氏名、電話番号を明記のうえ、電子メールにて
khn.ip.con@gmail.com (けいはんな知財組合)へお申込み下さい。

◆問合せ先：けいはんな知財組合 (〒619-0237 京都府相楽郡精華町光台1-7 けいはんなプラザラゾール棟 6階603号)
電話 090-8792-7430 (担当：村上)

■交通のご案内■

電車でお越しの場合

- 京宇新線市原駅西口/近鉄京都線新田原駅より奈良交通バス「36系統 京阪線 高台南駅」もしくは「56系統または59・58系統 宇治線/京阪線 高台南駅」に乗車、「国立国会図書館」下車(乗車時間10分程度)
- 近鉄けいはんな線宇治線奈良交通バス「宇治線より奈良交通バス「56系統または59系統 京阪線」に乗車「国立国会図書館」下車(乗車時間15分程度)

お車でお越しの場合

- 京都から：京都→福原J.C.(京奈和自動車)→精華子班J.C.→西へ
- 大阪から：国道163号→府道52号(奈良橋南線)→北へ
- 奈良から：国道24号→府道163号→府道52号(奈良橋南線)→北へ

※駐車場：駐車場は午前9時から午後6時までご利用いただけます

〒619-0237 京都府相楽郡精華町光台1-3
0774-88-1341 (国立国会図書館)
http://www.ndl.go.jp/30/www/kansai/

写真4 12月のオープンセミナーの案内

3. 課題

知財キャラバンを始めとした以上の活動を行ったが、特許出願や知財を活用した事業などにまだ結びついていない。組合企業の知財の重要性の認識レベルは異なり、組合への期待も多様である。これらの状況に応じた行事を企画していく必要がある。また、行事への参加者が固定化しつつあり、時間や場所の検討が必要である。

さらに、組合員数は27社とまだまだ少ない。外部の知財団体、商工会や工業会のイベントへの積極的な参加、地元金融機関への働きかけ、新聞に取り上げていただくなどの広報活動が必要である。当面100社を目指したい。また対外的に組合に入ることによるメリットがまだ十分に訴求できていないので、早く実績を出したいと考えている。

組合は現在は「任意団体」であるが、社会的信用・評価や活動の永続性の確保のため、法律に基づく一般社団法人への移行及びそれに見合

う制度整備、体制づくりが将来的な課題である。

4. おわりに

中小企業にとって知的財産権は他社との競争で優位に立ち模倣から守るだけでなく、①保有することで自社の技術力を PR し、それが評価され資金の借入れや新たな販路の開拓が容易になること、②サプライヤーや販売先との交渉が有利になること、③自社の知的財産権に注目した他社との業務提携に繋がること、などの効果が期待される。さらに④「我々は他社にはできない特別な仕事をしているのだ」という自社の社員の自信や誇りにも繋がるだろう。ドラマ「下町ロケット」で紹介された世界がここにある。

2015年6月に「知的財産推進計画2015」が発表され、この中で「技術などの知的財産を権利化している中小企業数は、全中小企業385万社の1%にも満たないわずか3.3万社」とされ、「知財事業化に向けた中小企業の知財戦略の強化」や「地域中小企業と大企業・大学との知財連携強化」、「農林水産分野における知財戦略の推進」などが取り組むべき施策として挙げられている。だが、自社に知財部署を持たない中小企業にとって、気軽に相談できる相手や機能がないことは変わりなく、その意味からけいはんな知財組合のような相互援助組織は存在意義があると考えている。

組合の新しい取り組みとしては、2016年度に「知財ビジネス研究会」を計画している。組合企業が互いの独自技術を持ち寄り、新製品の開発に取り組むことを考えている。

執筆者の所属機関名、職名

けいはんな知財組合、常務理事